

(別紙：今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備考
1	神奈川県茅ヶ崎市 在住 73歳の男性	平. 18. 5. 12	中皮腫	平. 18. 12. 13	平. 18. 12. 20	認定	棄却 請求人の申請に係る疾病について中皮腫でないとした環境大臣の医学的判定は、医学的に納得できるものであり、この判定を踏まえて処分庁が行った原処分は妥当である	審査請求人は、昭和10年福岡県久留米市で出生 昭和30年から吹付けの仕事に従事
2	大阪府堺市中区 在住 34歳の男性	平. 18. 3. 22	肺がん	平. 18. 12. 5	平. 19. 2. 2	認定	棄却 認定申請者の申請に係る疾病である肺がんについて石綿を吸入することによりかかったものではないとした環境大臣の医学的判定は、医学的に納得できるものであり、この判定を踏まえて処分庁が行った原処分は妥当である	認定申請者は、審査請求人の父 昭和18年福岡県久留米市で出生 昭和37年以降、研磨工、大型旋盤工等に従事 認定申請者が申請後の平成18年4月死亡(享年62歳)したので、次男が同月決定申請
3	大阪府堺市南区 在住 78歳の女性	平. 18. 7. 4	指定疾病外 (びまん性胸膜肥厚及び石綿肺)	平. 19. 2. 6	平. 19. 3. 21	認定	棄却 請求人が指定疾病にかかっていることを示す医学的資料はなく、また、現時点で、指定疾病が肺がん及び中皮腫に限定されていることには合理的理由があり、政府の裁量権の逸脱とは認められない	審査請求人は、昭和5年(現在の)熊本県宇城市で出生 石綿に関わる職歴はないが、母に石綿工場勤務歴あり

(別紙：今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
4	大阪府高槻市在住 73歳の男性	平. 1 8 . 1 0 . 7	中皮腫	平. 1 9 . 2 . 2 8	平. 1 9 . 4 . 1 6	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	棄 却 審査請求人の妻の死亡日は法施行後であつて、請求人による特別遺族弔慰金等の支給の請求は現行の法の要件を満たしていないので、法に基づく認定を受けることはできない。 (当審査会としては、審査請求人の主張が十分理解できる。改正石綿救済法の施行を待ち、再請求することを望む。)	死亡者は、審査請求人の妻 昭和13年(現在の)山口県宇部市で出生 (転居時期不詳)～昭和44年まで兵庫県尼崎市内に居住 死亡年月は平成18年5月(享年67歳)